

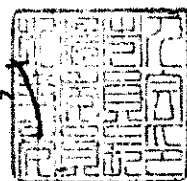
札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年4月//日

札幌市人事委員会

委員長

常体照秋



札幌市人事委員会規則第7号

札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項総務局の目中「給与一係長」を「給与一係長 勤労課主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表市長部局の項総務局の目の規定は、令和6年4月1日から適用する。